

令和4年度

茨木市立豊川中学校 部活動に係る活動方針

本校の部活動は、平成31年1月に策定された「茨木市運動部活動の在り方に関する方針」に則り、望ましい部活動のあるべき姿を明確にし、生徒や教員にとって魅力のある部活動となるための指針となるべくこの活動方針を定め、この活動方針のもとに運営されるものとする。

1. 部活動の目的

部活動は、中学校の3年間だけでなく、生涯にわたってスポーツや文化に親しんだり、楽しんだりすることができる資質・能力の育成を目指している。したがって、大会やコンクールの結果のみを目標とするのではなく、日々の練習における目標に向けた取り組みにより、一人ひとりが充実感や達成感を味わうことができることを目的とする。

2. 部活動の運営

- 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- 部活動顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

3. 活動時間及び休養日の設定 (生徒の健全な成長の確保)

- 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜及び日曜日等は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を振り替え、年間で104日以上設定する。)
- 大会等への参加は年間80日程度を上限とする。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、夏季休業・冬季休業中は生徒が十分な休養をとることができ、家族や地域で過ごす機会が持てるように1週間程度の休養期間を設ける。
- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休養日は3時間程度とする。ただし、試合やコンクール等の場合は、生徒や教員の過度の負担にならないよう十分に配慮した上で、それ以上の活動時間を認めることとする。(教員の多忙化解消・負担軽減)
- 全教職員が休日(土曜・日曜・祝祭日)に部活動を指導しない休養日を年間52日以上とる。

4. 部活動の指導

- 体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。
- また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう

考慮して指導に当たる。

- 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5. 本年度の部活動について

○本年度設置する部活動

	部活名
運動部	テニス部、女子バスケットボール部、男子バスケットボール部 女子バドミントン部、サッカー部、
文化部	吹奏楽部、美術部、人権サークル

○部活動の規則

①平日活動終了時刻・完全下校時刻

時期	活動終了時間	完全下校時刻
通年	16:50	17:00
活動延長（冬季期間以外）	17:20	17:30
公式戦前の特別延長（5月～9月）	17:50	18:00

※休日及び長期休業中 原則 9:00～17:00

※2022年度の冬季期間は2022年11月7日（月）～2022年1月15日（日）

②活動・更衣場所・荷物の管理について

活動場所は原則として以下の通りとなる。

場所	部活動名
グラウンド	サッカー部
体育館	女子バスケットボール部、男子バスケットボール部 女子バドミントン部 *3つの部活がローテーションで使用
テニスコート	テニス部
第1音楽室	吹奏楽部
美術室	美術部
人権サークル室	人権サークル

※更衣は、各学年のそれぞれの更衣場所で行う。

※荷物は各部活指定の部室、または顧問から指定された場所で保管する。

③午前中授業の場合及び再登校について

特別な場合を除き、午後から部活動を行ってよい。

原則、昼食は教室でとる。その後、各部活の活動場所へ移動する。部活で、開始

じかん ご ご おこ ば あい いちどげこう
時間が午後すぐに行われない場合、一度下校することができる。
さいとうこう ば あい と ほ じてんしゃつうがくきよかせいと のぞ せいふく たいそうふく
再登校する場合は、徒歩で（自転車通学許可生徒を除く）、制服または体操服、
クラブで定められたユニフォームなどで再登校する。

④ 休日の活動について

きゅうじつ かつどう
休日の活動は、各顧問より活動時間を部員へ連絡する。職員室前掲示板を利用し
てもよい。「3. 活動時間及び休養日の設定」の範囲で実施する。また活動場所が
がっこういがい ばしょ かつどう
学校以外の場所で活動することもできる。

⑤ テスト期間・期間中の活動休止について

てい き しゅうかんまえ さいしゅうびげんじつ ぶかつどう おこな
定期テスト 1週間前からテスト最終日前日までは、部活動を行ってはいけない。
ただし、こうしきせん はっぴようかい こ ひか え かつどう
ただし、公式戦や発表会がテスト後すぐに控えており、やむを得ず活動しなければ
ならないときには、かんりしょく きよか う ぶいん ほごしゃ ほう れんらく ほごしゃ
管理職の許可を受け、部員の保護者の方に連絡し、保護者の
きよか え ぶいん じっし かつどうじかん ぶいん むり はんい じかんせってい
許可を得た部員は、実施してもよい。活動時間は部員が無理のない範囲の時間設定
にする。また、この場合の延長はできない。

⑥ 活動時の服装について

せいふく たいそうふく かくぶかつどう そろ など おこな かくこもん ぶかつ どういつ
制服、体操服、各部活動で揃えたクラブTシャツ等で行う。各顧問は部活で統一し
た服の購入をする時には、ほごしゃ かた きんせんてき ふたん こうりよ ぎょうしゃ しなもの
保護者の方への金銭的な負担を考慮して、業者や品物を
えら
選ぶこと。

⑦ 入退部について

- にゅうぶ ほんこう ぶかつどうほうしん りかい にゅうぶとどけ がっこうとういつようしき
・入部については、本校の部活動方針を理解したうえで、入部届（学校統一様式）
ていしゅつ にゅうぶ みと ねん どのちゅう にゅうぶ
を提出して、入部が認められる。年度途中で入部することもできる。
- にゅうぶとどけ ねん どのと ていしゅつ ねん どの けいぞく ばあい ねん どの はじ
・入部届は年度毎に提出する。年度をまたいで継続する場合も、年度初めには
にゅうぶとどけ ひつよう
入部届が必要となる。
- たいぶ ぶいん こもん はな あ も ほごしゃ りょうしょう え ばあい
・退部については、部員と顧問が話し合いを持ち、保護者の了承が得られた場合、
たいぶ
退部することができる。

6. その他

かつどうほうしん まいとしみ な お おこな
この活動方針は毎年見直しを行う。